

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第59号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年3月1日 07時57分ごろ	
発生場所	長崎県五島市岐宿港 ^{きしゆく} 岐宿港導灯（前灯）から真方位014°800m付近 （概位 北緯32°45.8′ 東経128°45.9′）	
事故等調査の経過	平成22年6月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 貨物船 第八さとみ丸、443トン 船舶番号、船舶所有者等 130347、広島汽船株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	右舷ビルジキール曲折損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船首約2.5m、船尾約4.0mの喫水で、岐宿港内を約3ノットの速力で手動操舵により南南西進中、平成22年3月1日07時57分ごろ、右舷ビルジキールが浅瀬に接触した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約8～10m/s 海象：潮汐 上げ潮の末期	
その他の事項	岐宿港への入航にあたっては、導灯（前灯、後灯）により真方位196.1°の方位線が示されており、本船は、その方位線に沿うつもりで航行していた。 船長は、月に2回程度の入航経験があり、海図などにより事故発生場所付近の浅瀬を確認していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、岐宿港を南南西進中、南東からの風に圧流され、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、風を考慮した適切な操船を行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、岐宿港を南南西進中、船長が風を考慮した適切な操船を行わなかったため、圧流されて浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	